

豪州向け日本産かき生果実に係る新たな輸出植物検疫条件（概要）

1 検疫対象病害虫

Ceroplastes floridensis（フロリダロウムシ）
Endocima tyrannus（アケビコノハ）
Grapholita molesta（ナシヒメシンクイ）
Homona magnanima（チャハマキ）
Lagoptera juno（ムクゲコノハ）
Lepidosaphes conchiformioides（ナシカキカイガラムシ）
Lobesia reliquana（ホソバヒメハマキ）
Lopholeucaspis japonica（ナシシロナガカイガラムシ）
Phenacoccus pergandei（オオワタコナカイガラムシ）
Planococcus kraunhiae（フジコナカイガラムシ）
Ponticulothrips diospyrosi（カキクダアザミウマ）
Pseudaonidia duplex（ミカンマルカイガラムシ）
Pseudaulacaspis pentagona（クワシロカイガラムシ）
Pseudococcus cryptus（ミカンヒメコナカイガラムシ）
Stathmopoda masinissa（カキノヘタムシガ）
Monilinia fructigena（灰星病）

2 主な検疫条件（概要）

- （１）生産園地において、カキノヘタムシガに対する調査を行い、その記録を保管すること。（臭化メチルくん蒸処理によらない場合）
- （２）生産園地は、カキノヘタムシガに対する病害虫防除が適切に実施されていることを確認するため、植物防疫官等による園地検査を受けること。（臭化メチルくん蒸処理によらない場合）
- （３）あらかじめ植物防疫所の登録を受けた選果こん包施設において、植物防疫所に登録された選果指導員の指導の下、豪州輸出向けに選果及びこん包が行われること。また、こん包には、こん包施設の情報等を表示すること。
- （４）植物防疫官により、豪州が侵入を警戒する検疫対象病害虫に対する輸出検査が行われること。